

## 第1回県有施設再編等の在り方検討懇話会 議事録

1 日時 令和元年5月20日(月)  
午前10時から午前11時30分

2 場所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

### 3 出席者

○出席者

(懇話会構成員) :

赤石雅英 構成員, 稲葉雅子 構成員, 加藤睦男 構成員, 志賀野桂一 構成員, 舟引敏明 構成員, 堀切川一男 構成員(座長)

(講師) :

東洋大学経済学研究科(公民連携専攻) 南学 客員教授

(事務局) :

後藤康宏 震災復興・企画部長, 小林一裕 震災復興・企画部次長, 志賀慎治 震災復興・企画部参事兼震災復興政策課長, 寺嶋智 震災復興・企画部震災復興政策課企画・評価専門監, 鈴木清英 震災復興・企画部震災復興政策課副参事兼課長補佐, 西内浩 震災復興・企画部震災復興政策課課長補佐兼企画員, 伊勢勝洋 震災復興・企画部震災復興政策課主事

○欠席者: なし

### 4 議事

- ・ 県有施設再編等の在り方について
- ・ 講話(南学 東洋大学経済学研究科(公民連携専攻) 客員教授)
- ・ 意見交換

### 5 配布資料

<資料一覧>

- ・ 次第
- ・ 県有施設再編等の在り方検討懇話会開催要綱
- ・ 県有施設再編等の在り方検討懇話会構成員名簿
- ・ 出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 講話資料(南学 東洋大学経済学研究科(公民連携専攻) 客員教授作成)
- ・ 資料1 県有施設再編等の在り方検討懇話会の開催について
- ・ 資料2 検討対象施設について
- ・ 資料3 検討対象施設基本情報
- ・ 資料4 検討候補地について

- ・資料5 県有施設再編等の在り方検討懇話会スケジュール（イメージ）

## 6 概要

1. 開会
2. 挨拶 宮城県震災復興・企画部長
3. 構成員及び事務局紹介
4. 座長の選任
5. 議事
  - (1) 県有施設再編等の在り方について
  - (2) 講話  
南 学 東洋大学経済学研究科（公民連携専攻）客員教授
  - (3) 意見交換
6. その他
7. 閉会

## 7 議事内容

懇話会は、県有施設再編等の在り方検討懇話会開催要綱第4第2項の規定により、座長が進行することから、座長に選出された堀切川一男構成員が議事進行を行った。

### 【堀切川座長】

それでは、次第に沿いまして議事を進めて参りたいと思います。

まず、議事の（1）県有施設再編等の在り方について事務局の方からご説明をお願いいたします。

- （1）県有施設再編等の在り方について

### 【事務局 志賀課長】

震災復興政策課長の志賀と申します。早速、説明に入らせていただきます。資料1を御覧いただければと思います。

1 ページ、（1）背景の①人口減少・少子高齢化についてです。

宮城県の人口は、2015年（平成27年）の時点で233万4千人でしたが、既に減少傾向に入っており、2040年には193万3千人、約17%の減少と見込まれています。

また、老年人口割合も、既に4分の1を超え、同じく2040年には約38%に達するなど、人口減少・少子高齢化が進展していくと予測されております。

次に、2 ページ、②公共施設等の老朽化について1つのグラフを用意しております。

県の公用・公共用施設、これは道路や河川といったインフラは除く、いわゆる「ハコモノ」ですが、その築年度別延べ床面積の推移を表したグラフです。

昭和の高度成長期、平成前半のバブル経済期に多数の施設が整備されたこと、そして、バブル崩壊後には施設整備が激減していることが示されております。

また、昭和から平成にかけて整備された多くの施設が更新時期を迎えているということも見て取れるかと思えます。

ちなみに、現在、県が保有する公用・公共用施設は766箇所、延べ床面積は278万5,858㎡となっております。

3ページです。

これらの施設を「耐用年数が30%延びるように長寿命化し、同一の延べ床面積で更新する」と仮定した場合の費用を推計したものです。

2016年から40年間、毎年309億円ずつ、総計で1兆2,394億円に上る財源が必要になるという計算です。

ちなみに、宮城県の一般会計予算規模は、震災復興関係分を除くと年間約8,500億円、このうち普通建設事業費は約1,000億円程度になっていますので、建設事業費の3割が施設更新で取られてしまうということ。道路等のインフラの維持管理費や新設費用が別途かかってきますので、大変厳しい状況になるということが想定されるということです。

4ページです。

こうした背景を踏まえて、国や他自治体では、人口減少社会における公共施設等のストック適正化を推進しておりまして、公共施設等総合管理計画を定め、また、施設の集約・複合化といった再編整備を図るような動きになっております。

これらを後押しするための地方債制度も設けられております。

他県でも、写真にありますような事例が出てきております。

この点につきましては、後ほど南先生から詳しく御説明をいただけるものと思っておりますので、説明は割愛させていただきます。

5ページです。

以上、今回の在り方検討に当たっての背景等の考え方を説明させていただきました。

ここで、本懇話会の開催目的、検討課題といった趣旨、あるいは委員の皆さまに頂戴したい御意見など、今後の方向性についてお話をさせていただきます。

まず、開催目的はここに掲げさせていただいたとおり、所管部局を横断した効率的な施設の再編整備等の在り方について、財源や民間活力の導入といった幅広い視点から検討をいただきたいと思っております。

具体的には、検討課題として表記してございますが、

- ①各施設の個別の再編（集約・複合化、統廃合、個別整備）といった方針
- ②集約・複合化を図る場合、その施設の規模や機能、整備方法等について
- ③施設が現地から移転する場合、その跡地の利活用方策

などについて、検討を進めてまいりたいと思っております。

それでは、対象となる施設の概要について御説明申し上げます。

資料2を御覧いただきたいと思えます。

まず、検討の対象と考えている10の施設を建築年が古い順に掲げてございます。

1は本町分庁舎。錦町公園の定禅寺通りを挟んだ向かい側で、聴覚障害者情報センターと県のオリンピック・パラリンピック等の担当課が入っております。

2は県民会館です。現在、環境生活部において別途、現地からの移転新築の方向性で在り方の検討が進められております。環境生活部の検討とよく内容をすり合わせて、当方においても、移転する場合に再編できる機能等について検討を進めてまいりたいと思えます。

3は、榴ヶ岡公園の前にある旧公文書館、旧県立図書館です。現在、NPOプラザと婦人会館という、指定管理施設等が入居しております。

4は、宮城県青年会館です。地域の青年活動の拠点施設で、宿泊や飲食スペースを兼ね備えておりますが、この土地が県有地、建物は財団所有というものです。周辺に、県の消防学校や保健環境センターといった公用施設があることも踏まえ、土地の有効活用の観点からも、検討の対象に加えたいと考えております。

5は、母子・父子福祉センターです。一人親家庭に対する生活・就業等の相談業務や研修活動を行う指定管理施設です。

6は、宮城県第二総合運動場、県の武道館という名称の方が馴染みがあるかもしれません。広瀬川のほとり、仙台南高校に隣接している場所にあります。

7は、宮城県美術館。こちらについても、教育委員会の方で、現地における改修の議論が進んでおりますが、老朽化が進んでいることもあり、他の施設と同様に、今回の全体的な議論の中に位置づけて、教育委員会と連携しながら検討を進めて行ければ、と思っております。

8は、多賀城分庁舎。古くは仙台東土木事務所の庁舎でしたが、現在は、土木部関連の車庫・倉庫等に活用しつつ、空きスペースを目的外使用として13の団体に貸し出して入居させております。

9は、商工振興センター。県庁の北側、上杉地区にあるビルで、中小企業団体中央会等の団体が入居しており、県が約28%の持ち分を保有しております。

最後に10、みやぎジョブカフェです。主に若者向けの就職・雇用相談等の窓口オフィス

で、仙台駅前のパルコの隣のビルに入居している賃借物件ですが、今回の施設再編等の検討に当たり、県の自前の施設に移転・入居できる可能性等について検討するため、対象に加えたものです。

以上10施設について、都市計画用途指定等の細かい条件については、資料3に別途まとめております。

次に、これら施設の再編等について検討するに当たり、その受け皿となるべき用地についての考え方を御説明いたします。

資料4を御覧ください。

用地については、4つのカテゴリがあるものと考えております。

1つ目は、現在更地となっている県有地です。資料に5箇所の候補地を一覧表で整理しております。

2つ目は、現在は建物が存在しておりますが、近い将来に建物を解体し、利活用が可能となる用地です。こちらについても、3箇所について、一覧表で整理しております。

なお、2番目の用地は、JR仙石線の宮城野原駅に直結した国立病院機構仙台医療センターの土地ですが、センターが道路向かいの、県の宮城野原総合運動公園用地内に移転したことに伴い、土地の相互交換によって、将来的に県有地となることが想定されている土地でございます。

3つ目は、今回の在り方検討において、どこかまず1箇所、2箇所、種地となるような施設の移転等の方針を出して、そこから「玉突き」のような形で相互の用地を利活用する方策です。

そして最後に4つ目は、民間所有地の買収取得です。現時点で、特段あてがあるわけではございません。

私どもといたしましては、民有地買収の可能性を最初から排除するものではありませんが、今回の検討の趣旨に鑑み、また、可能な限り事業費の圧縮、財源確保を図るべきとの立場からも、まずは、1～3のアイデアを優先して検討を進めていくことが肝要ではないかと思っております。

以上、対象となる施設と受け皿となる用地の候補について御説明申し上げます。

それでは、資料5に移っていただきまして、今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

次回の第2回目は、7月頃を、第3回目は8月頃を想定しております。

この2回の懇話会において、本日説明した各施設の個別の概要に踏み込んでいただき、それぞれの再編等の方向性について、具体的な議論を進めてまいりたいと考えております。必要に応じて、各施設側からのヒアリングを行う必要が生じる可能性もございます。

その後、第2回目と3回目において頂戴した意見等を踏まえ、私どもの方で、関係部局との協議を行い、調整をした上で、個々の施設の方向性について、イメージ図のようなものを用意させていただきたいと思っております。

したがって、11月頃に想定している第4回目までは、少々間隔を空けさせていただくことを考えておりましたが、この4回目の懇話会で、イメージ図を御覧いただきながら、更に議論を深めてまいりたいと考えております。

そして、12月頃に5回目の懇話会で、個々の施設の方向性等を束ねた「基本構想」の中間案をお示しし、来年2月の6回目の懇話会において、「基本構想」の最終案を固め、今年度中に決定、公表したいと考えております。

なお、来年度以降、この「基本構想」に基づいて、各部局においては、個々の施設の「公共施設等総合管理方針の個別施設計画」を定め、具体的な整備事業へつなげていく運びになります。

以上です。

#### 【堀切川座長】

どうもありがとうございました。

なお、質問等につきましては次の南教授の講話を踏まえまして、議事（3）の意見交換の時にお願いしたいと思います。

#### （2）講話

#### 【堀切川座長】

それでは、議事（2）の講話を東洋大学経済学研究科 客員教授でいらっしゃる南先生からいただきたいと思います。南先生、よろしくお願いたします。

#### 【南教授】

（スライド1枚目）

皆さんこんにちは。ご紹介をいただきました南でございます。東洋大学の客員教授という肩書ですが元々は横浜市役所の職員でございました。23年務めた後に大学の教員に転職をいたしまして、自治体の関係で研究あるいは色々教育を進めていたのですが、この12～13年前からこの公共施設の問題が急に浮上してまいりました。もちろん建てた時から必ず建物は老朽化しますので、もっともっと早く気付いていればということかもしれませんが、いよいよ危機になるかなという時に、自治体もようやく気が付いたというところでは。

一番最初にこの問題が出てきたのが、神奈川県藤沢市と千葉県習志野市であります。公共施設マネジメント白書という、初めて全部局をまたがった全施設の面積や老朽化の度合い、コストなどを白書にまとめるところが出てきました。

後からもう一度申し上げますが、50年経った施設がどうなるのか。建て替えなければならないか、あるいは大規模修繕しなければいけないか。それをグラフにプロットして、50年経

った施設をそのままの面積で建て替える時にはどれくらいのお金がかかるか、ということを試算した時に気が付いたのは、先程の事務局からの説明で、（配布資料1の）3ページになるかと思いますが、宮城県でも、様々な形で施設を作ってそれを50年、長寿命化や老朽化した施設を建て替えるお金が実は全くないということに気が付いた。

（スライド2枚目）

残念ながら、それまでは経済成長、人口増加に伴って税収が増えてきたものですから、その場限りの対応でできた。

改めて今人口減少の時代、それから経済成長が非常に低い段階で建物を改築する、更新をするということにどれくらいのお金がかかるか、これはある自治体の事例ですが、どこも同じようなグラフになっています。建て替えるべき40年50年経った施設をそのまま建て替える時にいくらお金がかかるかというのを、例えば小さな自治体ですが、70億を筆頭に、これだけのお金がかかりますという表を作りまして、事務局の試算の上に、宮城県もそうですが、

（配布資料1の）3ページの表のようにこれを全部平準化して、年平均どのぐらいの更新の費用がかかるのかということを経験したら、この自治体の場合には年平均で27億かかる。

ところが公共工事で投資を行っているお金が、過去10年間を見ると15億に過ぎない。これを増せばいいのですが、今、福祉関係の費用、災害対策その他でお金をなかなか増加させることが出来ませんので、結局この範囲内、つまり今までの投資額を何とか維持、これもなかなか大変なことなのですが、維持しようと思うとどうしてもギャップとして、この自治体の場合には年間12億円、どこから調達しなければならない。ところが調達は無理なので、面積を縮小したらどうだということで、残念ながら、この12年前の白書ができた段階では、総面積の圧縮をするべきだというミスリードになってしまった。

なぜならば、面積かける単価でお金が出てきて、そのお金が足りない、では面積を減らせばいいんだという単純な発想でした。ところが、面積を減らすというのは大変なことです。

県の場合は、直接県民の方々が使うという施設は非常に少ないですが、市町村の場合にはまず半分の施設は学校です。それから公営住宅。更に福祉施設で保育所とか、幼稚園とか、公民館とか、皆さん聞いてもわかるように、市民の方が使う施設です。これを統廃合して面積を少なくするというのは大変なことであります。必ず現にいる利用者さんから統合には反対、面積縮小には反対という声が出るであろう。つまり総論は確かに減らさなければならず、それは賛成するが、各論では自分たちが使っている公民館は、あるいは自分たちの学校だけは絶対に統廃合して欲しくないと、各論反対が出るであろう、と考えます。

この面積削減という目標値ですが、今から3年前に総務省が全自治体に対して公共施設等総合管理計画を策定するよう要請を出し、99.6%の自治体、ほんの僅かな自治体以外は、全て計画を作ったのですが、残念ながらその計画の3分の2は、今後30年から40年の間に面積を3割から4割削るという総論での計画に過ぎませんでした。ところがこの間、さまざまな実践を始めようとする、そう簡単に面積は縮小できるわけでもない。でも、施設の在り方を考えてみると、これは財源ベースで、どこでどういう風に財源を確保するのかという観点から考えなければなりません。後で申し上げますけど、民営化をする、指定管理者制度だとか業務委託をする。あるいは公務員が管理している施設を民間にお任せする。あるいは指定

管理者制度を上手く使い、収益を上げる施設にする。あるいは遊休の不動産その他があれば駐車場として、あるいはコンビニエンスストアに貸し出す、というようなことで、お金をまづ稼ぐというか経費を少なくするという動きが、少数ですがようやく始まってきました。

そうこうするうちに、段々と施設の利用形態がこれまでの縦割りの建前の利用形態とは少し違っているということにもそろそろ気が付いてきたというところでもあります。そういった意味では施設の在り方というのが、だいたいこの10年間の間に面積の縮減という単純な目標から、機能を考える、あるいは立地を考える、あるいは収益性を考える、あるいは稼働率を考える、というような様々な形で施設の在り方というのを深く考えるようになってきた自治体が、少しですが現れ始めたというのがこれまでの取り組みでございます。

本日の講話会、あるいは委員会は数年前から、各自治体、市町村の委員会には多く参加をさせて頂きました。ところが県のレベルでは実は今日が初めてです。なぜ県というのはこれだけ、遅いというとな変な言い方ですが、取り組みがなかなか目立たないのか。それは県の施設は市町村の施設と全く違うというところなんです。どういうことかと言いますと、市町村の場合には先程申しましたように学校が約半分、それから福祉施設、あるいは集会施設等々、直接住民の方々が使う施設が非常に多く、尚且つ小規模な施設が非常に多いのです。100㎡、200㎡、300㎡、1000㎡を超えるという施設はごく稀にしかありません。これは政令市の中でも同じようなことが言えます。数の上では、県有施設よりも市町村の持っている施設の方が10倍ぐらい多い。そのような状態ですので、県の場合には施設の統廃合というのは単純な問題ではなく、市町村の支援、あるいは広域的又は専門的な施設の在り方を考えなければならないということで、これまで検討が十分に、面積の縮減ということだけでは進まなかった。そういった意味では、今ようやく市町村と県というような同じような立場の中で、機能あるいは立地条件、収益性、稼働率、役割といったようなことを一緒に考えるようになったということです。

私が住んでいる横浜でも少し動きが始まりましたが、神奈川県は動きが鈍いというとな変ですけれども、なかなか話題になりにくい。なぜならば、神奈川県は900万人の人口を持っていますが、政令市が3つもあります。横浜、川崎、相模原。それから横須賀という中核市があって、更に湘南地方では、20万人、30万人のお金がわりと余裕のある自治体が広がっておりまして、神奈川県下全体を見ますと、神奈川県庁の何らかの世話をしなければならない地域というのは150万人くらいです。宮城県を見ると、宮城県の人口がだいたい230万人くらいです。仙台市が100万人ですから、仙台市が圧倒的に人口規模を占めていますので、市民が直接、住民の方々が直接利用する施設という、多分仙台市がそれを引き受ける形になるだろう。したがって県庁としては、直接住民の方々が使うというよりも、より専門性が高い、あるいは広域的な役割を持たせるというような施設に特化していくというのがこれからの在り方なのかもしれないと思っております。もちろんそうは言っても県民ホールなど、直接住民の方々が使う中でも大型の施設や専門の施設というのは県でやらなければならないこともありますし、県営住宅というのものもあるかもしれません。高校以上ですと県が関わるというような学校施設もあります。県と市の役割をしっかりと見極めながらその連携を図っていくということが非常に重要になっていくということを最初に申し上げておきたいと思っております。

(スライド3枚目)

私自身が施設のマネジメントを見ていて、重要な問題というのをこの6～7年で強調しております。それが安全性の確保です。私は10年ほど前から、自治体の財政担当が読んでいる月刊雑誌に毎月連載をしております、その中で課題をずっと続けて書いているのですが、6～7年前に書いたのが時限爆弾という表現でした。なぜ時限爆弾か。というのは40年50年経った施設は老朽化していますけど、どこかに必ず不備が出てきて、人の命、あるいは財産を奪うことがあるという動きです。典型的なのは、こちらでも大被害に遭いました2011年3月11日の東日本大震災ですが、遠く離れた東京でも、2.26事件の舞台になった九段会館が、築80年ですが、メンテナンスがうまく出来ているので、外見上は問題ありませんでした。あの時東京でも、新宿の高層ビルがゆらゆら揺れたり、震度5強ですが、建物そのものは大した被害はない、交通が全部ストップしたという意味では大変だったのですが、建物ではあまり大きな被害は無かった。ところがこの九段会館。見た目は被害が無かったのですが、天井版が崩落して、この下にいた2名の方が亡くなってしまった。恐らく、東日本大震災の時に東京で直接的な震災の被害で亡くなった方はこの2名だけかもしれません。そのくらい、建物全体ではなく設備だとか部材だとかその辺にも注目する必要があるだろうということです。

それから1年半経ちまして、これも皆さんのご記憶にあるかと思います。中央自動車道の笹子トンネルの事故であります。4キロに渡るトンネルの中に天井板があり、1枚あたり2トン弱のコンクリートの天井板が100数十枚連鎖的に落ちてきた。当然通行中の車がありますので、その下敷きになって9名の方が亡くなりました。これは築後35年しか経っていないのですが、天井板を吊り下げているアンカーボルトのところが錆びていたらしく、その点検を十数年間に渡って打音検査をしていなかった。そこに過失が認められたということで、この両方の事件共に施設の担当は業務上過失致死という刑事事件で起訴されました。

(スライド4枚目)

この主の事件で注目されたのが埼玉県のみじみ野市です。ここに流れるプールがありました。流れるプールというのは給水口から水を吸い込んでポンプで圧縮して別のところへ出す、その勢いでプールをぐるぐる回すわけですが、このプールの給水口が物凄い勢いで水を吸い込みます。当然危ないですから防護柵があったのですが、4～5年前から緩んでいて、塩素殺菌をするということもありませんでした。針金で仮止めの状態が続いていた。ここは全面的に業務委託で管理をしていたのですが、この業者さんも市役所へ早く直した方がいいですよと言ったけれども、市役所はお金がないし、全体的に危機管理の思想が薄くて結果的に小学校2年の女子児童がこの給水口の中に引き込まれて亡くなってしまったという悲しい事件が起きました。母親とお兄さんの目の前で引き込まれたということでもあります。

埼玉県警が捜査に入りまして、業務上過失致死罪で誰が立件されたのか。実は管理している業者。この業者もお金がどんどん毎年削られますから、プールの監視業務を市に黙って別業者に再委託をしていた。再委託を受けた業者もお金がないものですから、本来警備業法上できちんとした資格を持った監視員をあてなければいけないのをアルバイトを雇っていたらしい。

ここにも違法性がありますが、裁判所で出た結論は、市の、この現場にいなかった公園管

理の課長が禁固刑1年半。係長が禁固刑1年。情状も酌量されまして、結果的には執行猶予3年ということで刑務所には行かなかったのですが、刑事事件の被告人として禁固刑が確定したので当然のことながら地方公務員法上の欠格条項に当たりますので、失職、そしてふじみ野市の条例によって懲戒免職という形になりましたので、職を失う、退職金も失う、刑事犯罪人になってしまったという事例になります。

(スライド5枚目)

特に係長は、業者の責任だろうということで最高裁まで上告したのですが、結果、最高裁の判断は、施設の所有者の責任が一番大きい、業務上観客等の安全を確保できる施設を提供する責務を負っているということで結論付け、これが判例になった。この中の判決文、特に東京高裁で控訴審の判決では、この2人は漫然と業務を続け、前任者からの引継ぎでもきちんとした管理基準に関する文書を読むわけでもなく、業者側を全面的に信頼して再委託に対しては事実も知らなかった、判決文にはそう書いておりますが、他の自治体でも、施設の管理の現場を見るとだいたいそのようなものです。その中で、高裁判決で一番特徴的だったのは、いろいろな要因がある、この2人だけの要因ではない様々な要因が複合しているとしつつ、しかしながら、その不備を修繕し、あるいは不備が修繕されない限り本件プールを開設しないという判断をすべきだったのであるという結論を出しました。

どういうことかと言いますと、施設にはきちんと点検を行って何らかの事件、事故が起こる可能性があるんだったらその施設を閉めなければいけないということを裁判所の判決の中で言っている。しかもその権限と責任を持っていたのは被告人あるいはA体育課長にほかならない、係長が控訴したので高裁では被告人が係長ですが、体育課長は先に地裁判決で判決を受け入れたものですから、ここではA体育課長となっておりますが、この2人が開設をするかしないかの第一義的な権限と責任を持っているという結論になっております。

実はこの厳しい判決が意外と知られていないのです。それにもかかわらず40年50年、中には60年70年経った施設があり、今様々な形で自治体に点検作業をしていますと、タイルが剥がれ落ちる可能性があった、現に落ちているとか、あるいは電気設備のところにネズミがかじった跡で漏電の危険性があるとか、屋上の防水が切れていてそこには木が生えている状態で雨漏りが多分するであろう、雨漏りがすればそれなりの機器だとか床が抜け落ちるかもしれないとか、入口の庇のところはもう既に鉄筋が露出していつ落ちるかも分からないということ例が次々と見つかっているのが現状であります。この管理を怠るといふか、この現状を直視しないで放置してそのまま市民、住民の利用に供すと何か事件が起こった時にはその管理者、係長や課長が第一義的な責任を負わなければいけない、しかもこれは民事上の損害賠償あるいは保証金だけでなく刑事被告人として犯罪者としての烙印を押される。事によっては刑務所に入らなければいけないということです。この状態を私は時限爆弾と称しまして、各自自治体にこういうことにならないようにきちんとした管理をしてくださいと様々な研修や注意喚起を行っているところであります。

(スライド6枚目)

今申しましたようにそういった危険性があるところ、それはすぐに修復しなければいけな

い。修復しなければいけないのですが残念ながら冒頭に申しましたように財源がない。ご承知のように今税収が低いので赤字国債、赤字地方債（臨時財政対策債）の発行というような形になっておりますけれども、合計で1,300兆円もの借金をせざるを得ないというのが今の日本の現状でありまして、お金が全くない。

この中で公共施設、つまり箱物については当初総面積の圧縮、統廃合だということで課題を設定致しましたが、これは先程申しましたように非常に難しい課題です。住民との合意形成をしなければいけない。あるいは庁内縦割りの中で施設を統合するにしても庁内の調整を進めなければいけない。縦割り組織を越えなければいけない。やはり時間がかかりますので、その間にどうしたらいいのかということで、一番最初に取り組んだ自治体が神奈川県のアシタカ市です。人口10万人くらいの市ですが、ここの課長が、自らデータを解析し、統廃合の為に資金を稼ぐということで市役所の駐車場にコンビニエンスストアを誘致しました。これはいわゆる遊休ではないのですが、満杯になることのない駐車場の一部を貸付して、年間数100万円というお金をコンビニエンスストアから徴収できました。

これによって実は庁内の職員が喜びました。アシタカ市というのは郊外にあるものですから、お昼ご飯食べに行くにしても相当遠くまで行かなければいけない。あるいは仕出し弁当だったのですが、お昼ご飯はコンビニエンスストアで調達出来る。あるいは残業した時のちょっと小腹がすいた時の食べ物飲み物も、来庁者もそこでお買い物出来る。コンビニエンスストアは駐車場が広く使えるし、24時間売り上げがどんどん上がり、誰もが得をするようなことで、この空いているスペースの活用ができた。

それから民営化。民営化は公務員が管理するよりも民間が管理した方が、確かに人件費そのものが安いですから経費の節減にはなったのですが、施設で大幅な収益を上げるということを実現することができるようになった。当面はこの施設の民営化とか遊休資産の活用、更にはほとんど減免されてタダで使っているような施設が多いですから、そのデータを示して使っている方々へ少しでも負担をしていただくというようなところから施設に対する意識を高めていただき、トータルで言うと、これも後から申し上げますが、公共施設は稼働率も利用者も少ないものですから、統廃合ということを現実的に考えていく。そういった一步一步進めていく改革が今必要となってきた。というのがこの財源確保の為に一つの取り組みとなっているところです。

（スライド7枚目）

これをやらないとどうなるか。これは日本全国どの自治体も財源が限定されて、今後爆発的に増えることはまずない。ということは、お金が足りない状況が続きますが、少子高齢化の中で医療費、福祉の費用が増えますし、少子化によって保育所の建設運営費も増えますし、生活保護の世帯も増えていく。これは増える一方です。

防災と防犯にもやはりお金がかかる。本当に直接、住民の方々の命と財産に関わることで

す。さらに教育。次世代を支える子供たちの教育は投資を抑えるわけにいかないし、今日課題にはなっていませんが、公共施設のもっと主要な部分は実はインフラです。道路、橋梁、それからトンネル、上下水道等々は実は箱物よりも深刻な状況です。道路も陥没したり、橋が

落っこったり、トンネルが崩落すれば当然人の命を奪うわけで、ここにもお金がかかる。これもかなり、箱物以上にかかります。

ということは、限定された財源の中で、厳しい財源の中で、この公共施設、つまり箱物だけが縮充の対象になりえます。

(スライド8枚目)

どれだけ使われてないかという事実を示したいと思います。

まず学校施設を見る。これは県にはあまり関係しませんが、年間ベースで10ヶ月しか動いていません。夏休み、冬休み、春休みで80%。週の単位で言いますと、週休二日、5日間で70%。1日の単位、24時間を換算しますと、7時間しか動いてないので30%。これ全部掛け合わせると、なんと学校というのは2割も使われていないということになります。では空いている時、確かに体育館とか校庭というのは開放されることもあるのですが、校長先生の管理下にあるのでなかなか利用料金が取れない、利用調整が出来ない、鍵の管理をどうする、予約をどうする、というようなことがなかなか解決できていけませんので、利用者の協議会のようなものをつくって、ほんのわずかな方々に体育館、校庭が独占され、しかもほとんどタダで使われている現状になります。このようなことをもう少し改善する必要もあるのかもしれない。

さらに、今話題になっているのが、屋外プールです。日本だけが8割以上の設置率ですが、使われる期間は夏休みの3週間程度に過ぎないし、児童1人当たりにとって見ると、たかだか年間7～8時間しかプールに浸からない。この7～8時間というのは授業時間であります。現実に水の中に浸かる時間は、着替えやシャワーを浴びる時間を考慮するとぐっと狭まります。これに相当のお金がかかります。年間、水道料と薬品代だけで150万円かかりますが、減価償却というのを加えると年間600万円、700万円もかかっています。学校のクラスの人数によりますが、1人につき1時間当たり1万円もかけているような計算になることもある。でも、年間数時間しか使わない。それではプールの目的は何だろうか、学校なので「遊び」ではなく、水泳力を付けると言うのですが、泳力付けるのに1年間、夏休み前の数時間でどれだけの効果があるのか。これは誰もが疑問に思うのですが、残念ながら日本の場合、東京オリンピックと経済成長、スポーツ振興法とかそういった条件が重なったおかげで東京オリンピックの開かれる前、昭和38年、1963年から急激に学校のプールの設置が始まったという事実があります。そういった事を勘案すると、諸外国では、例えばお隣の韓国では約2%の設置。私が見る限りにおいては欧米の学校にはプールは無い。ということ踏まえると、このプールの見直しを考えるということも必要かもしれません。これに当たっては、既にある物をなくすというのは大変な抵抗ですから、出来るだけ集約するだとか、市民プールを何とかバスで移動して使えないか、というような試みが、いくつかの自治体で始まっているというようなところがあります。

(スライド9枚目)

新潟市が、市民に無作為抽出でのアンケートを取りまして、施設の利用状況を分析したら、色の濃い所がほぼ毎日あるいは週に2～3回、それ以外は月に数回、年に数回しか利用して

いないという方。これをプロットすると、見てのとおりほとんどの市民の方は公共施設を使っていないということがわかりました。日常的に使っているのはこの黒い部分ですが、最も使われているのは図書館の15%というような事実が分かってきたというところであります。つまり、公共施設というのは使われているようでありながら住民にとってはあまり使われていない。

(スライド10枚目)

図書館が一番使われるので、これは市のデータですが、県立図書館というのはもっと専門性や資料収集がありますから除きまして市町村の場合、やはり市民が交流する、滞在する、読書をする、貸出をするというようなところですから、市の図書館を見ますと、新潟、鎌倉、日光、名古屋、高松それぞれ市民に無作為抽出をすると、全部データとしてはだいたい10%前後しか図書館を使っている人がいないということがわかりました。だいたい無作為抽出のアンケートと同じような結果が出てきており、どの市も同じような結果が出てきているというところです。

(スライド11枚目)

さらにこの利用状況を見たところ、千葉県の人40万人のある市が、図書カードをコンピューターで個人情報を除き、男女別年齢貸出回数だけを抽出して見たところ、1人当たりの貸出数というのは何の意味もないということがわかりました。どういうことかと言うと、カードを持っている方は市民の20%程度。その中の半分の人しか年1回以上使わない。つまり使っている人は全住民の10%。先程のデータと全く一致するわけです。

びっくりするデータは、その中の1割の人。つまり人口の1%の人が総貸出数の9割を占めていたということです。つまり、本の貸出というのはおしなべて平均的に貸し出されるのではなくて、ある特定の人口1%の人がほとんどの貸出サービスを受けているという実態がわかりまして、さらに年間30回以上使っている人がその1割。つまり人口の0.1%。40万都市でしたので395人。この方々が年間30回以上使っているということになります。

この方々はどういう構成になっているかと言うと、性別と年齢に非常に特徴がありました。2つの大きな山がありました。どういうことかと言うと、想像出来るかもしれませんが、高齢者が多いのですが、高齢者の中でも特に男性です。女性の場合には地域活動その他で結構ネットワークがあります。定年後の男性は、団塊の年代は仕事人間ですから、地域の基盤がない。ということで1日中家にいるわけにもいかず図書館に出掛けるという悲しい現実というのが1つの特徴であります。もう1つの特徴は、30歳代の女性であります。これは子育て中で、絵本や紙芝居、育児書を頻繁に借りるということです。

つまり施設というのは偏った利用形態、否定している意味では全くないのですが、施設の利用実態をもう一回はつきり見てみるというのが今、市町村で話題になっているところです。

(スライド12枚目)

例えばスポーツ施設。体育館、総合運動場、テニスコートなどを思い浮かべますが、市民の方々が日常的にスポーツに取り組んでいるのは、実は、ヨガ、社交ダンス、フラダンス、卓球、バドミントンでありまして、公民館の多目的施設が圧倒的に使われます。広い体育館

で卓球をやると、卓球の球を取りに行くだけでも走り回って疲れきってしまうということですから。体育館としても、バスケットボール、バレーボールで全面を使って試合をやるということは意外と少ない。規模が大きくなればなるほど体育館というのはイベント会場で使われます。そのようなことで利用実態を見ると公共施設の在り方というのを捉え直す必要があるのではないかと。その中で今までは使っている人が少ない、稼働時間が少ない、使い方をもう一回考えるということは今申し上げました。もう一つ。使い方を考える上で、収益を上げるということも考えられます。

(スライド13枚目)

今、一番話題になっているのが大阪城です。今まで天守閣が入場者の入場料で稼げるということで大阪市はここで1億円稼いでいました。4年前に、大阪城全体を、お堀も全部含めて指定管理にしました。20年間の指定管理なのですが、大阪市は指定管理料という管理運営料を一切払わない。それどころか、指定管理者に毎年2億円以上のお金を納入させる。それから、収益施設を、この3年間で指定管理者は約70億円も投資をして、レストランやコンビニエンスストア、カフェなど様々な施設を建設して大阪市に寄附をしながら、そこでの収益を上げてその収益の7%は大阪市内に納入する、去年の実績で3500万円納入していますから、民間事業者としてはその施設、70億をかけてほしい4億円くらいの収益を上げたということになります。ここには公共施設なので、公共的なコントロールは必要ですけれども、民間の力を借りることによって、施設の投資も出来るし、そこでの収益を上げることも出来るし、その一部を自治体として納入させることが出来るようにした。今まで大阪市の場合は1億円しか稼げなかったし、樹木の管理、その他公園の管理でそれ以上の予算を使っていたのですけれども、一切管理費がかからなくなり、年間3億円もの収入が入ってきた。という実態があります。そういった工夫をするということがこれからの公共施設の在り方になるだろうと思います。

(スライド14枚目)

収益までいきませんが、図書館の在り方を根本的に変えたのが神奈川県の大和市のシリウスという複合施設です。ここは図書館ですが、3階に子供用のフロアというのを作りました。子供用の図書室の奥のビニール張りの床で乳幼児を掲げたお母さん方がいつ来てもいつまでも自由に使えるスペースですが、ここに毎日数十台のベビーカーがあふれています。ママ友といいますか、仲間が出来て大変な賑わいです。3歳以上となるとその隣に有料の遊び場が整備されておりまして、2時間200円で子供を遊ばせることが出来るし、ちゃんとスタッフがついて管理は出来ている。さらにその奥には1時間500円で理由を問わず4時間まで預かってくれる託児室。これが図書館の中に複合しています。このおかげで子育て世代、特にお母さんがどっと押し寄せまして、大変な賑わいを作っています。それから4階は、高齢者を中心に健康フロアということで、病気、介護、その他健康に関する本がずらっと並んで毎日一回医師や保健師のレクチャーがあって、簡単な体操をやるものですから、ここに高齢者の方々がお集まりになって、勉強しながらゆったりと過ごす。そこでお仲間が出来て、さらにその上の6階には生涯学習センターという形で自由に使えるフロアがあるものですから、ここで机、

椅子を動かして、飲食を伴って食べながら飲みながらにこやかに談笑するという姿が見られる。つまり今の公共施設の場合には、飲食を自由にする、交流の仕掛けを作っていく、それからお洒落で快適なスペースをつくるということが集客力に結び付く。人口23万人の大和市ですが、このシリウスという施設になんと年間300万人が訪れます。2年目は普通落ちるのですが、ここは2年目になって更に利用人員が上がって320万ほどになっています。どうせ施設をつくるのならば、特に市町村の場合は、出来るだけ稼働率を上げ、多くの方々に使っていただくことが大切です。税金の有効な使い方です。

(スライド15枚目)

それから、もう一つ武蔵野プレイスという所がありまして、ここも図書館ですが、特徴は地下の2階に指導者を置かない青年館があります。飲食が自由で、昼寝をしても、勉強をしても友達と喋っても自由、という空間に平日午後3時以後は中学高校生が多数集まり、勉強しながら談笑しながら、中にはカップヌードルを食べながら、放課後時間を過ごします。卓球台も鏡を張ったスタジオもあるので、皆で踊ったり、あるいは防音措置がされた音楽練習室があって、大変な賑わいです。ここも人口15万人の武蔵野市に毎年170万人の利用者が押し掛けるという結果になっております。

(スライド16枚目)

実は公共施設の場に居場所が無いという方々がいるということがわかりました。

それは0歳から2歳までの子どもがいるお母さん。どんなに保育所を整備しても、0歳から2歳児の場合には半分しか行きません。自分の手で育てたいとか、家庭の事情があるとか、それでこの半分の方々の行き場所があまりありません。公園とショッピングセンターくらいです。公園は、雨風寒い時は難しい。ショッピングセンターも大きい所があればいいのですがなかなか無い。先程の大和市のシリウスのように子育ての場所にはうんと多くのお母さん方が訪れる。それから部活動に属していない中高生も先程の武蔵野プレイスみたいに、空いているスペースがあって、自由に使えて、そこに飲み物とお菓子の自動販売機があれば、そこに集まってきて、ちゃんと勉強しています。今、中学高校というのはグループ学習が宿題になることが多いので、勉強の場所を確保する、部活動に属していない中高生も集まる場所が無いので、あったらどっと集まってきます。

困っているのが年金生活者の男性。高松市の競輪場に行ってびっくりしたのですが、競輪場の建て替えをするのにどうするかと議論をした時に、競輪はこれからどんどん赤字に転落するので止める方がいいという議論をしていたのですが、現場を見て決めよう、というので行ってみました。一昨年夏です。競輪は年間300日開かれています。バンク、自転車走る所は30日しか動いていません。ただ日本全国を巡回していくので、私が行った時は青森の競輪をテレビで放映していて、そこに多くの市民の方、この多くの市民というのが全員65歳以上の年金生活者の男性。お金がそれほど無いものですから掛け金は僅か。でも冷暖房が整っている施設で仲間がいて、ペットボトルとおにぎりを片手に一日そこで過ごす。毎日1000人です。これは今のところ解決策が見つからないのですが、公共施設も誰の為の、どういう施設で、何を目的にというのをもう一回問い直す必要があるだろうということです。

(スライド17枚目)

まとめますと、まず第一に安全性の確保です。細かいことは説明いたしません、今個別の施設を個別の契約毎に保守点検管理、電気、消防施設、自動ドア、エレベーター、空調関係、これを誰が発注しているかという、小さい市町村の場合、技術職の職員がいません。何も分からないままに毎年発注しています。点検が週に1回なのか1年に1回なのかも分からずに仕様書も書けない。見積も取れない。だけど毎年発注しているというのがこの丸印のところであります。これをひとまとめにして、専門のビルメンテの会社にお任せしてはどうだろうか。そうすると、契約の事務コストがだいたい1契約当たり10万円以上かかります。それを集約することによってコストの削減になり、何と言っても安全管理という面から見て、建築機械設備、電気設備、その他の専門家が見て回れるということで、こうした包括委託を進める。

県の場合には大型施設が多いので、県庁ではあまり関係ありませんが、ただ大型施設の場合でもエレベーターと空調と電気と細かく発注をしていますから、それをひとまとめにして1つの総合ビルメンテ会社に契約をすると、これだけで契約のコストが若干下がります。

(スライド18枚目)

この包括委託というのは、部局を超えて、分野を超えて、公共施設の状況把握をしっかりする点で重要です。それから稼働率も見る。その中でどういう利用形態とどういう施設がどこに必要なのか、同じ公民館でも稼働率が全然違いますし、同じ体育館でも使いようによっては全く違う、ということがこういった包括委託にすると分かってくる。実態を把握してトータルなマネジメントを進めるといことは部局の枠を超え、資金も民間の資金を使うこともあり得るということで、様々な形でゆくゆくは全体の行政改革に力づいていくだろうというところあります。

(スライド19枚目)

今日の話は、「成功する公共施設マネジメント」という本を2年半ほど刊行しまして、普及をしているところですが、今年9月くらいには改訂版を準備して居ます。もう少し今言ったような資金調達の問題、あるいは施設の利用形態の進化、というようなことを考えていきたいと思います。今お話したのは市町村の話で、県の場合にはやはり県の性格上、大型のあるいは専門的な施設が多いものですから、その役割をもう一回考える。それから、部局の壁を越えた形で複合的に使えるかどうか、施設をつくる以上は24時間365日稼働を一応考えてみる。それに相応しくない施設ももちろんありますけども、今までの公共施設の在り方というのをもう1回再検討して、より効率的な、効果的な施設で財政負担を出来るだけ圧縮するように、そんなような施設の在り方を考えていただきたいと思います。私の課題提起ということで話題提供をさせていただきました。どうもご清聴ありがとうございました。

### 【堀切川座長】

どうもありがとうございました。

公共施設の在り方を考える上で非常に重要なポイントをいくつかのご紹介いただいて良かったと思います。

### (3) 意見交換

#### 【堀切川座長】

それでは、議事の(3)に移ります。

只今の講話及び事務局からの説明を踏まえて、県有施設再編等の在り方について、意見交換をさせていただければと思います。事務局へのご質問ご確認ご意見や南先生に伺いたいことなども含めてお願いしたいと思います。

時間や構成員の皆様の人数を考えまして、本当に申し訳ないのですが、今日配られています出席者名簿の構成員の名簿順にご意見を伺いたいと思います。

それでは最初、赤石構成員よりよろしくお願い致します。

#### 【赤石構成員】

南先生、ご講話ありがとうございました。

このお話を聞いた時に、私公認会計士ですので、経済合理性というのが一番ですけれども、弁護士とのお付き合いもあるのですが、ある弁護士は、経済合理性が一番苦手というお話もありますし、経済合理性は重要だけれども経済合理性を証明するものがなかなか無いから重要性がわかっていても踏み込んでいけない。そういった私のぼや一としたものに1つの回答をいただいたような気がして本当に有難く思っております。

皆さんと共有できるかわからないのですが、いわゆるデモクラシーコストという言葉があるそうです、民主主義の為のコストですね。誤解を招きかねないのですが、要は少数派に対して国や多数派がどれだけお金を使うかというデモクラシーコスト。極論すれば中国はほとんどないですが、アメリカが結構かかっています。そういったものに対してアメリカと中国が争っているといったことが言えるわけです。やはり、日本は令和の時代になりまして、平成の時代は何だったのかと言うと、昭和の遺産を、それまで昭和のやり方どおりにやってきて、様々な齟齬とかが出てきて、それを令和の時代になってどうやって解決していこうかという時代になってきているのだらうと考えています。

先生の講話を聞いて私の中で方針としては、自分の頭の中で何か間違っていないかなと、特にコンピューター、IoTとかですね、細かな大量データを処理できるようになりましたので、年金問題も、あるいは医療問題も受益者と負担者の問題について、1人1人数字を突き付けていって議論を整理していくことが今後できるのではないかということを感じた次第です。以上です。

#### 【堀切川座長】

ありがとうございました。

それでは続きまして稲葉構成員お願いいたします。

### 【稲葉構成員】

稲葉でございます。よろしくお願いいたします。南先生ありがとうございました。

事例のシリウスですとか、非常に今時の事例で凄くかっこいい施設だと拝見したのですが、新しくこういったものをつくる時に、こんな機能もあつたらいいよねといったつくり方と、今回の場合ですと、元々検討の対象に入っている物件がいくつかあつて、既に機能がありますよね。こういったものも新たにまとめるといった時にこのシリウスの場合ですと、まとめる時にしょうがないけれどこれはなくそうかという、なくしてしまった機能もあるのでしょうか。それともまんべんなく全部シリウスに統合したのでしょうか。

### 【南教授】

このシリウスに関して言うと、まともな図書館が無かったということで新しくつくりました。無くしたという機能ではなく、この大和市というのは人口が増えているので残念ながら無くすということはありませんでした。

ただ、無くすということに取り組んでいる自治体もあつて、例えば愛知県の高浜市ですと、小学校の改築の時に既存の公民館を全部学校の中に入れました。それから、市内に5つ小学校があるのですが、もうプールはつくらないで民間のプールにお願いをするということで方針をまとめたということ例もございます。複合的な機能として大和と武蔵野市を言いましたけども、機能を複合化・統合させながら、個別の施設は廃止していくというような形での取り組みが今主流になりつつあるということです。

### 【堀切川座長】

ありがとうございました。それでは続いて加藤構成員よろしくお願いいたします。

### 【加藤構成員】

南先生のお話で、先生は今まで関わっていらしたのが市町村の施設が多いということですが、今回の県の検討対象施設について、県の場合は専門的で広域的、という部分が大きいかということがありました。そういう意味で検討対象施設一覧の1から10までありますけれども、広く一般県民の方を対象とするのが2の東京エレクトロンホール、いわゆる県民会館、6の宮城県第二総合運動場、7の宮城県美術館、この3つくらいが特に一般の県民を対象とした広域的なもの、という実態なのかと思います。

それを考えるに当たっては、これからの話になりますけれども、今オリンピック・パラリンピックも控えていて、バリアフリー法も新たに改正されまして、理念として共生社会という中での施設を活かしていかなければいけないというようになっていますので、そういった観点も踏まえて今後検討に臨んでいければいいのかなと考えています。

あと一点。県の施設としては、県の分庁舎で、登米や栗原にかなり古いものがあると思いますが、そういった施設は今回対象施設には入っていないくて、本町第三分庁舎や多賀城分庁舎が対象とされています。これは何かの意味があつてのことなのでしょうか。

## 【事務局】

お答え申し上げます。仙台市内の施設に限らず対象に色々と検討するようにと部局と協議はいたしました。基本的には準公用、県の庁舎として使っているといったものの、いわゆる公共目的で使っているものを優先的に考えたい。公用の方は庁舎ですので、複合的に再編といった考えとはまた別の観点からの検討が必要だろうといったことがありました。

本庁第三分庁舎には聴覚障害者支援の施設が入っていたり、多賀城分庁舎は外郭団体に今貸し出している施設にもなっていますので、そういった観点からこの2つの施設は庁舎であっても対象としてピックアップされてきたということでもあります。

登米や栗原の分庁舎は別の観点からそれぞれ検討は進めていくことにはなりますが、今回の対象には加えなかったという経緯であります。

## 【堀切川座長】

どうもありがとうございました。

今回は公共目的を優先しているということで公用についてはまた別途考えていくというお話のようでございます。ありがとうございました。それでは、志賀野構成員よろしく願いいたします。

## 【志賀野構成員】

私は今、南先生のお話を聞いて、改めて公共の意味のようなもの、公共施設、公共というのは何なのかを改めて突き付けられたような思いで聞いておりました。私の専門の文化政策の立場から言いますと、日本の戦後の文化政策、特にここのホールは60年代に出来ているわけですが、80年代90年代に急増しているわけです。それがまた箱物行政とも言われ揶揄されました。ホールラッシュの中で後先考えずに建設の走ったところもあったのかもしれない。結果、全国にホールが急増し、現在、2200～2300くらいの施設になっているところがございます。やがて30年後40年後、こういった状況から言いますと、建設した施設の維持管理をどうするのか、当然のことながら課題に、俎上に上ってくると思われれます。90年代、バブルがはじけた時期になっていたのですけれども、その以前に計画されていくと、バブル期から2000年にかけてもホールは非常に増えているのです。それがやがて老朽化となりますと、2050年というようなところに差し掛かってくるわけですね。現在はまだピークを迎える前ですので、こういったことを予め考えておくというのは大事なことだろうと改めて思いました。

それからもう1つは、この中でこれまで文化政策が箱物と言われていたわけですが、新たにソフトの重要性が非常に大事になり、そしてそれに伴うヒューマンウェアも大事になる。文化芸術振興基本法も相当に改正されてきているわけです。逆に言うと文化分野においては行政課題が増えており、やらなければいけないことがすごくある中で、1つこの関係で言いますと、今新しいテーマになっているのが、社会包摂、ソーシャルインクルーシブということとダイバーシティということ。色々な社会課題を解決するために文化を活用していかなければいけない。文化芸術だけではなく、むしろまちづくりであったり、福祉政策であったり、あるいは観光とクロスしたりというような様々な機能と複合していくことが求められていくようになっていく。

そういうことからすると、この対象施設の中で、私は主に2を代表してきていると思いますが、3、4、5というような分野にも実は関係するということが思い当たるわけです。そういったことで今新たに、県民会館の建て替え問題が出ているわけですが、その中でどうしても建て替えるとすれば、そういった新しい行政課題に対して応えていかなければいけない。もっとわかりやすく言えば機能強化ということをするのであれば、そういうものと連動して、あるいは複合してというようなことを考えてもいい段階にいると思っております。そういう中でこの検討にも今後参加できると思っております。以上です。

### 【堀切川座長】

ありがとうございました。それでは、舟引構成員よろしく願いいたします。

### 【舟引構成員】

舟引です。よろしく願いいたします。

私の専門はどちらかというとハード、都市計画の方でございます。一番最初に南先生が仰った、管理瑕疵の問題。難しい用語で言うと、公物は必ず壊れていつかは誰かが責任を取るような事故が起きる、ということは日常的に付き合っていく話であります。

建築確認の色々な疑惑の問題を含めて、そのようなことを誰がきちんと責任を取るのかということが若干曖昧になっていた部分が非常に明快にお示しいただいたと思います。非常に有り難いと思います。

都市計画の立場から言いますと、やはり人口急増期に都市が、特に大都市が拡大する中で、その人口機能をどうコントロールするかということで、色々な仕組みを作り上げてきました。しかしながら、多くの都市で人口が減少する世界になるといって、都市そのものがオーバースペックになっている。それで平成26年改正で、都市計画の中で立地適正化計画を作って、言葉は難しいのですが、今までの都市の中でこれからも投資を続けて管理をするゾーンと、もうここからはお金をかけないというゾーンを明らかにしようというプランを今全国で進めているところです。ただ、これは非常に難しいのは、これからある場所にはお金を入れないという選択をするということです。地域の中でその意思決定を迫らないといけない。住むなどは言いませんが、これ以上便利にはならないということを明示した上でこれからのように進んでいくのだろうかということを考えたいと思います。

従来よく失敗していたのは郊外に病院を移転して街中がすっからかんになるというのがありました。10年ぐらい前からまちづくりの中で止めようということで、病院は都心の中には持ってくるようにしています。先程南先生が仰った中で言うと、色々な機能を複合化することがこれからの本質だと思いますが、これまでの公共施設、一般論ですけれども、サプライサイド、供給する側の思い込みが強くて、意外に使い勝手の悪い施設を結構供給して、それが散見されています。難しい言い方をすると、ある目的専用で作ったものはなかなか他に潰しがきかないので上手く転用出来なかったりする。そういうことをこれから複合化の中でサプライサイドの思いではなくて、先程のニーズから探し出していくという、65歳以上の男性の世界でございますけれども、非常によく感じて、実際現場でどのようなニーズがあるかということを逆算して考えていかないと複合機能はどうなるかよく理解できたのではないかと

ということではあります。

最後に一つ、南先生に質問です。止める場所を選択するとか、止める施設を選択する、場合によっては施設を止めて売却して財源を稼ぐというようなことになると思いますが、そのような点で何か先進的な意思決定された事例は出てきているかお伺いしたいと思います。

### 【南教授】

止めるのではないですが、従来の発想を全く変えたのが庁舎の建設で、先ほどの愛知県の高浜市というところがリース方式で庁舎を作りました。リースは20年間です。庁舎は本庁舎です。本庁舎をリースでというのは大変な摩擦が起きまして、なぜ庁舎を20年、しかもリースなのか。庁舎というのは町のシンボルだし、しかも長い間使うのではないかと、というようなこともあったのですが、その時の市長の答えが非常に明確でした。20年経ったら行政がどうなるか、ICT化とかAI化とか、もちろんマイナンバーも含めて、この20年でも相当変わってきているのに今後の20年間さらに変わる。その時に、従来通りの庁舎をそのまま、今の必要面積で作って50年もたせると逆にもったいないのではないかとというのが第一です。それから、借りるとか持つとかいうことの時代ではなくてむしろ持つことの方がリスクが大きい。そうなれば借りることで構わない。20年経ったらどうするかということに対しては、これも明快です。20年経ったら、10年経った時の見直し条項を入れてあるので、20年経って半分しか要らないのであれば半分だけ再リースに出せばいい、20年で無くなる建物はないので、少なくとも50年は持つというような発想で、もし要らないのであれば、半分だけ再リースして半分は民間に貸し付ける、あるいは半分だけ壊すという手もあります。このようなことで何と契約後1年半で庁舎が出来て引っ越しました。議会の年度にとらわれず、9月頃に契約をして1月にはもう出来て引っ越してしまっただけです。通常、つくると4年間かかるものが1年半で出来てしまうということは、これによって浮いた人件費が、庁舎建設の為に5人くらいの人間がいるとして、年間5,000万円かかり、5,000万円が2年半短縮出来ると、それだけで億単位のお金が生まれる、節約できる。先生のご質問とは少し違いますが、発想を変えるとそれだけで非常に合理的な判断が出来たということ例もありました。

### 【堀切川座長】

ありがとうございました。

構成員名簿順にいくと最後は私ですので、順に沿って私もよろしいでしょうか。個人的に南先生のご講話をお伺いして、考えなければいけないポイントが他に重要なことがいっぱいあると思いました。

県有施設再編等の在り方はどうあるべきかということと何となく、どれとどれを潰してどの場所に何を作って、どこは一緒にしてという感じにとらわれてしまうのですが、今日お伺いして、安全性を確保して管理していく時にそれがちゃんと出来るものを作らないといけないという、非常に強い視点を教えていただいたと個人的には思います。先程、プールの痛ましい事故のお話を教えていただきましたが、民間の施設でさえも似たような判例がどんどん出てきて、基本的にはその施設を管理する者の責任になるというのが、例えば雨降って泥水でコンビニで転んだ人はコンビニの床をちゃんとメンテナンスをしない方が悪いという判例が出

ていたかと思えますけれども、公共施設だけでなく民間施設もそういうところを考えていく時代だと思っております。

そういう意味では例えば思い浮かぶのが、どこの建物でもバリアフリーになってこれで転倒事故はないだろうということであらうかと思うのですが、建物のバリアフリー化がどんどん進んだにもかかわらず、転倒事故はどんどん加速して増えているという実態があるので、実はバリアフリーだけでは建物の健全性、床さえも守れていないという。個人的には私は今、床面の材質の違いが摩擦のバリアフリーをしないと転ぶ人はもっと増えますという立場にいますので、自己宣伝になって大変恐縮ですがそういうところであります。

こういう県有施設を、将来入札にかけていかれるときにそのスペックとかその仕様のところに安全性とか、それをどう維持できるように工夫がされているかという項目を評価項目に入れないといけないという気がしました。

あの震災を経験した宮城県ですので、どうせつくるなら世界一安全な公共施設をつくると、それが民間の建物よりも工夫も考えも入れてますと胸張れるようなものを是非つくっていただければ個人的には嬉しいと思います。20年後というお話が先程あったので20年後でギリギリ生きているかどうかわかりません。40年50年後は全く生きていない予定となっておりますので、20年後の人たちに褒められるような、よくあの時つくってくれたと言えるようなものを是非つくっていかれたらいいのかなと思いました。

ちなみに、例えば街中、中心街で店がどんどん潰れて空き地がどんどん増えてとなると、そこがいずれマンション建ったりビル建ったりしますが、どのくらいの間空き地であるかを調べておられた方たちがいて、通常5年から10年くらい放り投げてあるというお話だそうです。そこを通常だとほとんどが駐車場にしてしまうのですが、そこを地面は駐車場にするけど2階足上げてプレハブを建ててそのプレハブに美味しいレストランとかラーメン屋さんテナントで入ってもらい、5年しかいれませんとすると収益が上がって、空き地の間でも上手く使えるというのがあるので、駐車場のスペースが非常に広い施設の場合だと、そういうプレハブ的な建物で5年くらい使えそうなものを民間に貸し出して収益を上げるという手もあると思います。そこに行った人がいいものを買えればそれでいいので、恒久的に50年持つ建物よりはその時に応じて入れ替わっていけるようなものを付帯でつけるという手もあるのかなと思いつつながら南先生のご講話をお聞きした次第であります。本当にいいご講話をいただけて良かったと思っております。

南先生一つだけ質問です。全国の地方公共団体の委員とかアドバイザーをしておられると思うのですが、色々公共施設の統廃合等で失敗した事例がもしあれば、こうやるとしくじるよということ例があったら是非事前に教えていただければ有り難いと思います。

### 【南教授】

失敗したのは、先程の包括委託の時に、包括にすると安くなるという一方的な思い込みがあった事例です。大手の会社に委託し、実際の作業は地元の発注業者さんに発注するのですが、専門技術スタッフが巡回点検指導するので逆にコストが上がる面もあります。安全性の確保は確実に上がりますがコストも上がると。これを誤解して安くなると思って止めたというのが失敗事例になります。その他の事例で、私は直接に関わっていないのですが、複合化

して面積が減ると、総務省が地方債の枠をくれるので、老朽化したのでまとめてしまえと、40億50億くらいの経費をかけた事例があります。例えば保健センターと図書館と児童館と後は分庁舎のようなものを全部老朽化したのでいっぺんに集めたのです。まとめれば当然のことながら面積減ります。階段やエレベーター、トイレの数とかで。これで減ったからといって50億かけて中は保健センターであり、図書館であり、分庁舎でありで全部区画が出来ている。機能的に言うと、ばらばらで、これでは何の意味がないものですから、そういった失敗を絶対にやってはいけないと思いました。お金をかけて統合する、そこにちゃんとした資金の枠があるのだったら、出来るだけその機能を統合した形で、本当にそれが必要なのかどうかを吟味してなおかつ、先程申しましたように、24時間365日稼働する、これは実現不可能ですけれども、一応そういった前提でもって何かもっと色々な機能がないのか、さらに言うと地域の住民の方々、あるいは県で見ると市町村や関係業界にどういうニーズがあるのか、あとは採算性の問題を、儲けるということではなくて、どこまで税金を入れて、税金を入れる以上はその理由がどこにあるのかということを精査する、実はこれほとんどやってこなかったことなので、それが大事かなと思っています。直接の答えにはならなくて恐縮でございます。

#### 【堀切川座長】

ありがとうございます。

包括委託とか総務省の地方債ですか、そういうテクニック論的のところから考えて入るのではなくて、やはり原点に戻って、どうやって使っていくかということを中心に考えていかないとしくじることもあるということかなと思いました。ありがとうございます。

今回はこういうご意見を伺うだけで終わりということでしたので、時間にもなりましたので、これで終わらせていただきたいと思っております。この時間外に新たに質問が浮かんだ、ご意見等がございましたら後日事務局からメールで回答致しますので、何かございましたら事務局の方に連絡していただければと思います。

それではここで一回議事を締めたいと思いますがよろしいでしょうか。

#### 【構成員一同】

はい。

(議事終了)

## 8 その他

事務局から次回の懇話会開催の調整については後日改めて行う旨を説明した。構成員からの質疑はなかった。

以上